

陳情番号	陳情第4号
件名	種苗法改正案の廃案を要求する意見書の提出を求める陳情
受付年月日	令和2年2月27日
回付委員会	経済環境委員会
<p>( 陳情要旨 )</p> <p>2020年の通常国会において、種苗法改正案が審議される見込みである。もし改正案が成立し施行されれば、農業者が登録品種の自家増殖、自家採種を行うには、対価を払って育成者権者の許諾を得る必要があり、許諾を得られなければ、苗を購入するしかない。違反すると10年以下の懲役または1,000万円以下の罰金となる。さらに、種苗法は共謀罪の対象でもある。</p> <p>改正により、自家増殖、自家採種といった伝統的な農業手法が日本から失われ、種子や苗の価格は高騰し、農業者の経営は厳しくなり、廃業に追い込まれる農業者が続出する。また、食料自給率はさらに低下し、農作物の価格の高騰により消費者は苦しむこととなり、食料安全保障上、危機的状況になりかねない。</p> <p>今回の種苗法改正の目的は、日本の優良な育種の知見の海外流出を防ぐためとの建前であるが、現行法でも、植物の新品種の保護に関する国際条約（UPOV91年条約）を批准していない国に対しては、刑事告訴、民事訴訟による損害賠償請求により対応可能であり、条約批准国に対しては、当該国において日本政府が育成者権者の代理人として品種登録すればよく、種苗法改正は必要ない。</p> <p>改正により利益を得るのは、農業者でも消費者でもなく、種子メジャーと呼ばれる多国籍企業やグローバル投資家であるため、種苗法改正案は廃案にすべきである。</p> <p>ついては、日本政府に対し、種苗法改正案の廃案を要求する意見書を提出するよう陳情する。</p>	
結 果	令和2年3月24日 内容を了知する。